

呉市障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針

平成29年7月10日策定

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、呉市における障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

なお、本方針について、特段見直しの必要がない場合は、継続するものとする。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

法第9条第2項に規定する調達の目標については、毎年度、別に定める。

3 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達について、次のとおり取り組む。

(1) 調達方針の適用範囲

調達方針の適用範囲は、市長事務部局、教育委員会事務部局、議会事務局、行政委員会及び監査委員の事務局、消防局並びに上下水道局（以下「部局等」という。）とする。

(2) 部局等における措置

物品等の調達を行う部局等は、別紙の物品・役務の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

物品等を調達する際には、予算の適正な執行及び契約における経済性・公正性・競争性に留意しつつ、次の事項に配慮する。

ア 障害者就労施設等から調達した実績のある物品等については、障害者就労施設等から調達を行うよう努める。

イ 障害者就労施設等からの調達実績のない物品等について、特に役務においては、分離分割発注や仕様の見直しを行うなど、障害者就労施設等の受注機会を高める工夫などにより、新たな調達に向けて積極的な検討を行う。

ウ 物品等の調達に際しては、余裕を持った納期を設定するなど、障害者就労

施設等の特性に配慮する。

エ 障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、性能、規格その他必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明をするように努める。

オ 物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第3号の規定による随意契約の活用に努める。

(3) 共同受注窓口の取扱い

障害者就労施設等が共同して受注、品質管理等を行う「共同受注窓口」については、障害者就労施設等と同様に取り扱うこととする。

(4) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、調達方針を適用する部局等の庶務担当課長等で構成する「呉市障害者就労施設等からの物品等の調達推進会議」を設置する。

(5) 調達方針及び調達実績の公表

調達方針及び調達実績は、呉市のホームページに掲載する方法により公表する。

4 その他

(1) 障害者就労施設等が供給する物品等に関する情報については、呉市以外からの受注の利便に資するよう、呉市のホームページに掲載する。

(2) 呉市の外郭団体に対しては、調達方針に準じた障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう働き掛ける。

(3) 障害者就労施設等における製品の開発・販路拡大等に関する取組について支援する。

別紙

【物品・役務の品目分類】

種別	品目	具体例
物品	① 事務用品・書籍	筆記具，事務用具，用紙，封筒，ゴム印，書籍 など
	② 食料品・飲料品	米，野菜，果物，パン，弁当・おにぎり，麺類，加工食品，菓子類，コーヒー・茶 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具，食器類，絵画・彫刻，木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品，おもちゃ・人形，楽器，各種記念品，清掃用具，防災用品，非常食，花苗 など
	④ その他物品	机・テーブル，椅子，キャビネット，ロッカー，寝具，器物台，プランター，車椅子，杖，点字ブロックその他上記以外の物品
役務	① 印刷	ポスター，リーフレット，報告書・冊子，名刺，封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング，リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃，除草作業，施設管理，自動販売機管理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成，プログラミング，データ入力・集計，テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店，レストラン，喫茶店 など
	⑥ その他サービス・役務	仕分け・発送，袋詰め・包装・梱包，洗浄，解体，印刷物折り，おしぼり類折り，筆耕，文書の廃棄（シュレッダー），資源回収・分別 など

【調達先の分類】

種類	調達先	説明
障害福祉サービス事業所等	就労継続支援A型事業所・就労継続支援B型事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第14項に規定する就労継続支援を行う事業所
	就労移行支援事業所	障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援を行う事業所
	生活介護事業所	障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護を行う事業所
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援，就労継続支援，生活介護を行うものに限る。）
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定する地域活動支援センター
	小規模作業所	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として，同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
共同受注窓口	共同受注窓口	複数の障害福祉サービス事業所等に，受注のあっせん・仲介をする業務を行う団体
障害者多数雇用企業	特例子会社	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第1条第1号に規定する事業所
	重度障害者多数雇用事業所	障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所
在宅就業障害者等	在宅就業障害者	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者
	在宅就業支援団体	障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体